

奈良市立園建築設備等定期点検業務委託共通仕様書

I. 業務概要

1. 業務名 : 奈良市立園建築設備等定期点検業務委託
2. 履行場所 : 奈良市立こども園・保育所・幼稚園 35園(37施設)
3. 履行期間 : 契約日から令和9年3月31日まで

4. 一般事項

(1) 受託者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。

(2) 業務の実施

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万が一損害を与えた場合は直ちに委託者に報告し、その指示に従い修復する。ただし、その費用は受託者の負担とし、請負金額の変更は認めない。

(3) 疑義

受託者は、業務について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、議事録(署名捺印したもの。)を作成のうえ提出し、業務の円滑な進捗を期さなければならない。

(4) 関係法令等の遵守

業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(5) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議し、その指示に従うとともに議事録(署名捺印したもの。)を作成して提出すること。

(6) 業務の再委託

点検業務における主要な部分(総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断)の一部または全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を書面(署名捺印したもの。)にて明確にするとともに、委託者の承認後に受託者はその実施について適切な指導、管理を行うこと。

(7) 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た事項ならびに関連資料を当該業務に関わる者以外に漏洩してはならない。

(8) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用及び使用交渉の一切を受託者にて行うこと。

5. 業務内容

建築基準法第12条第4項に基づく点検

6. 点検対象項目

- ・国土交通省告示第285号(平成二十年三月十日) 別表第一、第二、第三、第四に準じる。
- ・国土交通省告示第723号(平成二十八年五月二日) 別表第一、第二、第三、第四に準じる。

7. 点検方法

- ・国土交通省告示第285号(平成二十年三月十日) 別表第一、第二、第三、第四に準じる。
 - ・国土交通省告示第723号(平成二十八年五月二日) 別表第一、第二、第三、第四に準じる。
- ※調査方法及び判定基準については、国土交通省のホームページよりダウンロードすること。

8. 点検結果の報告

点検結果報告書の書式は次による。

定期点検業務報告書【別紙】

定期点検に伴う調査結果表

- ・建築設備【別記第一号、別記第二号、別記第三号、別添1様式・別添2様式】
- ・防火設備【別記第一号、別記第二号、別記第三号、別記第四号・別添1様式・別添2様式】

II. 共通事項

1. 業務関係図書

点検業務着手前までに園職員の承諾を得て、業務実施計画書を作成し委託者に報告すること。

2. 点検実施者(調査者)

(1)点検業務の実施に先立ち、次の事項について書面をもって委託者に提出すること。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・経歴書
- ・点検に関する資格を証明するもの

(2)調査者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有するものとする。

- ・一級建築士
- ・二級建築士

(3)調査者は、常に社員証を携帯し、自社の制服(作業服)を着用する。

(4)調査者は点検の際に確認した指摘事項(劣化箇所等)の一覧とその是正方法を記載した調査結果表を作成すること。

(5)委託者が保有する各施設の設計図等を受託者に貸与するが、定期点検終了後、速やか

に返却すること。なお、受託者は貸与品等を細心の注意をもって取り扱わなければならないが、万が一、損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において修復すること。

3. 業務条件

点検業務の実施日及び実施時間帯は、園職員及び委託者と協議する。

4. 委託者の立ち会い

点検の実施に際しては、委託者が立ち会うことがある。

また、受託者側から園職員または委託者に立ち会いを求める場合は、あらかじめ委託者に申し出ること。

5. 建物内施設等の利用

原則として利用できないが、委託者が指定した場所については、その限りではない。

6. 駐車場の利用

施設内の駐車場は利用できない。

ただし、作業上やむを得ず駐車する必要がある場合は、園職員及び委託者と別途協議し、その指示に従うこと。

7. 業務の検査

受託者は、契約書に基づきその支払いに係る請求を行うときは、次の書類を提出し、委託者の指定した者が行う業務検査を受けるものとする。

(1) 点検結果報告書等

(2) 業務完了届

(3) 請求書

(4) その他委託者が指示する書類(打合せ・質疑応答の議事録等)

※点検結果報告書については、ファイリングの上、施設ごとにインデックスを貼り、2部提出すること。

※調査結果表、是正写真等のデータは施設ごとに整理の上、CDにて1部提出すること。